

# 中野区医療的ケア児等支援地域協議会 「配慮が必要な方の災害時の対応について」

令和8年3月11日(水)

中野区 総務部 防災危機管理課 防災危機管理係

# 目次

1. 中野区の被害想定及び災害対策について
2. 医療的ケア児が災害時に直面する特有のリスク
3. 在宅避難 → (一次避難所) → 二次避難所のながれについて
4. 平時の備えについて

# 1.中野区の被害想定及び災害対策について

# 東京都直下地震の想定（中野区被害抜粋）

項目	平成24年4月	令和4年5月
震源地	東京湾北部	多摩東部
規模・最大震度	M7.3・震度6強	
時期・時刻・風速 (m/s)	冬18時・風速8m/s	
(人的被害)		
死者数	214人	98人
負傷者数	2,415人	2,301人
(建物被害)		
焼失棟数	7,222棟 (出火件数24件)	1,303棟 (出火件数11件)
全壊棟数	2,241棟	1,036棟
(避難者数等)		
避難者数	76,807人 避難所避難者 49,925人	48,402人 避難所避難者 32,268人
帰宅困難者数	58,123人	56,532人



## ライフライン

電力 停電率	6.1%
通信 不通率	2.3%
上水道 断水率	17.4%
下水道 管きよ被害率	3.9%
ガス 供給停止率	10.0%

# 中野区の備え 地域防災計画から・・・



防災基本計画



東京都地域防災計画



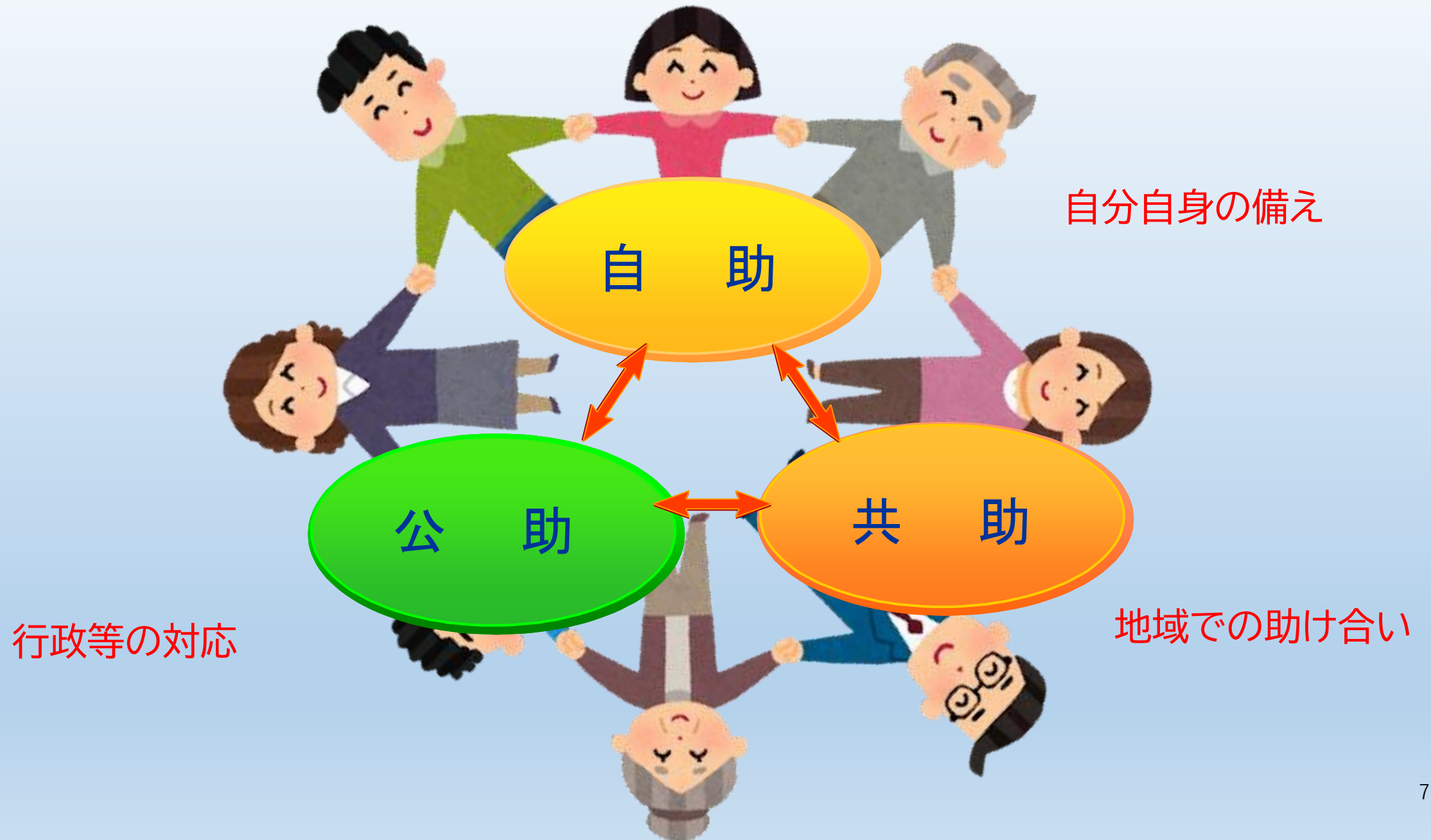
中野区地域防災計画

※地域の实情に即した防災計画


区・区民・事業者・関係機関等との連携や  
責務

災害応急対策の職員態勢、防災啓発の推進  
避難所の配備、復旧・復興 など

# 防災の3原則



# 防災機関等の応急対策業務概要（抜粋）

機関名等	内容（災害応急活動等の抜粋）
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>救出・救助</li> <li>災害派遣、応急救援・復旧活動 等</li> </ul>
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>救出・救助、避難誘導、交通規制</li> <li>公共安全、秩序維持 等</li> </ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動</li> <li>人命救助及び救急活動 等</li> </ul>
 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集</li> <li>災害応急対策</li> <li>被災者支援（避難所整備・運営、生活再建支援等）</li> <li>復旧・復興業務</li> <li>事前啓発による減災行動の醸成（関係機関連携含む） 等</li> </ul>
区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助（災害発生前後の減災行動）</li> <li>共助（地域ぐるみの減災行動） 等</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画（BCP）の確立</li> <li>業務継続活動（BCM）の実践 等</li> </ul>



# 中野区の災害対策態勢 (イメージ)



区内震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が災害対応に従事します。





# 中野区の避難所

- ★区内45箇所の小・中学校等を指定。  
地域における救援・救護活動の拠点となる。
- ★開設期間は7日間(必要に応じて延伸)
- ★地域防災会ごとに割当を行なっている。
- ★避難所運営は、区民、区職員、学校職員等で行う。

## 1 避難所の開設基準

- (1) 要収容・救護者が多数見込まれるとき
- (2) 区長が必要と認めた時

なお、避難所は、大地震が発生し、**区内震度5強**以上のとき、危険が切迫している場合、もしくは避難の指示が発令された時等に、あらかじめ指定された区職員、施設管理者、地域防災会の要員が協力、またはそれぞれが独自に開設できることとする。

## 2 避難所の主な役割

避難所は、自宅の倒壊や火災延焼等により自宅での生活が困難となった被災者に、生活の場（安全と安心の場）を提供するとともに、避難者がお互いに励まし、助け合いながら生活再建・復興に向けて、次の一步を踏み出す場となることを目的とします。

避難所の主な役割は、次のとおりです。

- (1) 避難者の把握
- (2) 備蓄必要な物・救援必要な物の配布、給水
- (3) 住民の安否確認等の情報の収集及び報告
- (4) 介護等が必要な避難者のケア
- (5) 自宅避難者への必要な物配布、給水等
- (6) 負傷者等の救護

### 3 避難所スペースの活用

#### ポイント

#### 【発災直後に必要なプライバシー確保】

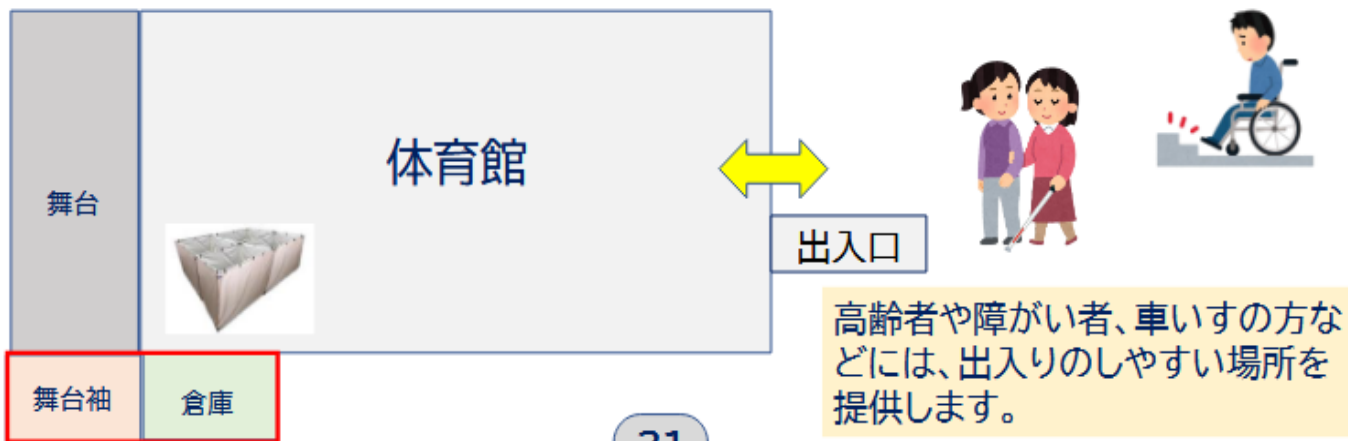
- ・要配慮者：日常生活に介護を必要とする方 など
- ・授乳スペース など

#### 【個室が確保できない場合の対応】

- ・体育倉庫や舞台袖スペースなどに着替えテントの設置
- ・最小限の間仕切りを共同で利用する など

◆個室が確保できる状況であれば、必要とされる方に個室を提供します。

発災直後の体育館におけるプライバシー確保(例) 【開設初期対応】



31

□ 避難者の状況にあわせ、体育館内の通路や区画を整える。

□ 避難者の人数によっては、避難スペースの拡大(教室利用)などを検討する。

□ 配慮が必要な方(要配慮者)には、体育館ではなく教室等を提供する。

□ 避難所での生活が困難な方は、二次避難所への移動を検討する。

## 2.医療的ケア児が災害時に直面する特有のリスク

- 【医療機器・電源】

人工呼吸器・吸引器・酸素・注入ポンプは停電で停止／バッテリーは持続時間に限界

- 【衛生・環境】

避難所は感染リスクが高く、器具の洗浄・消毒・交換が難しい(水・必要な物が不足しやすい)

- 【個別性・情報共有】

ケア手順は子どもごとに異なる／誤接続・誤薬の危険／家族不在時に対応が滞る

### 3. 一次避難所または在宅避難から 二次避難所への判定と移送手段

# 避難先の考え方

- 一次避難所や在宅避難先においてスクリーニングを行い、二次避難所への移送を決定
- 在宅:子どもが落ち着け、個別ケア・機器管理がしやすい
- 一次避難所:物や情報の支援を受けながら生活。要配慮者スペースを用意
- 二次避難所に避難する例:衛生面の確保が困難／家族負担の限界／集団生活が著しく困難

自宅が倒壊等の危険性があり、避難支援が必要な場合には、速やかに区へご連絡くださいますようお願いいたします。区では、状況を確認の上、一次避難所または二次避難所への避難支援を行います。

## 二次避難所の受け入れ基準について

- 一次避難所等での判定

	状態	具体的事例	収容先	説明
1	治療や常時医療的ケアが必要	・病気やケガ ・酸素吸入 ・喀痰吸引	医療機関	酸素吸入、喀痰吸引の場合には、介護者の同伴および機材持参の場合に限り、二次避難所でも受け入れます。
2	日常生活動作(食事、移動、排せつ等)に全介助が必要な人	・重症心身障害者・児 ・重度の知的障害 ・胃ろう	二次避難所	各々カテーテルの形状が異なることから、普段使用しているカテーテル等を持参した場合のみ受け入れます。
3	生活の一部に介助・見守りが必要な人	・身体障害	一次避難所の要配慮者スペース または、二次避難所	
4	集団生活を送ることに負担が生じる人	・発達障害 ・知的障害	一次避難所の要配慮者スペース または、二次避難所	集団生活の可否を個別具体的に判断します。

## 二次避難所の受け入れ調整について

一次避難所等で実施されたスクリーニングの結果、二次避難所へ移送が必要と判断された場合は、災対保健福祉部指揮班が二次避難所の受け入れ調整を行います。

その際、施設の被害状況の確認結果を踏まえ、施設ごとの収容可能人数や受け入れ体制を勘案したうえで、受け入れが可能な施設との調整を実施します。

要配慮者の二次避難所先については、日常的に通所している施設を選定することが、施設側および本人、ならびにその家族にとって、環境面から望ましいです。

また、中野区外の施設に通所している要配慮者については、当該要配慮者の特性に応じた施設で対応することが望ましいです。

## 二次避難所への移送手段

配慮が必要な方を二次避難所へ移送する際は、次の優先順位で移送手段を確保します。

- ①区職員（災害対策総務部車両・輸送班が移送を担当）による移送（原則）
- ②協定事業者による移送
- ③二次避難所の施設職員による移送

なお、状況によっては、ご家族や支援者に移送への協力をお願いする場合があります。

### 緊急輸送に関する協定(例)

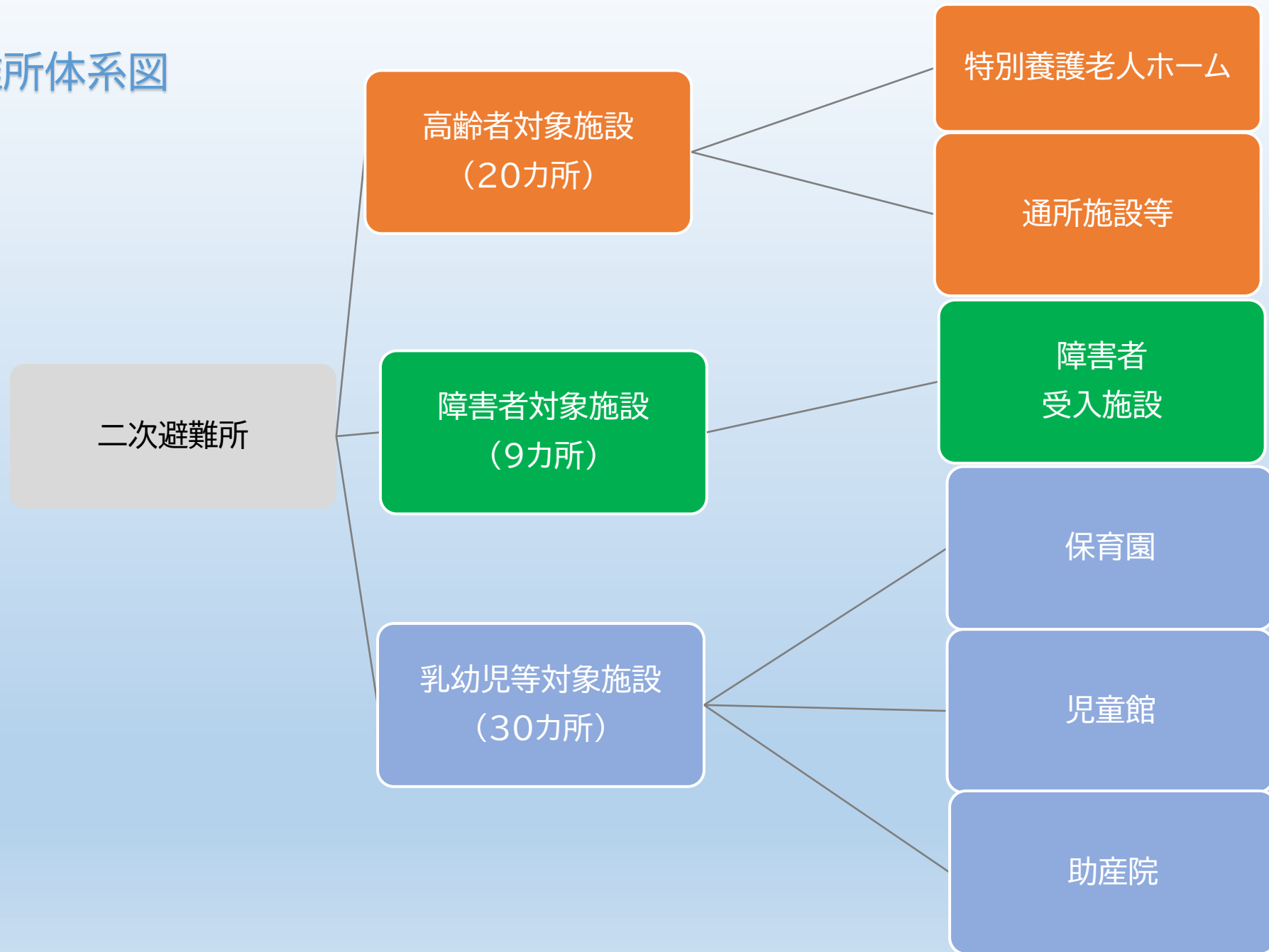
・宮園自動車(株)

・タクシー会社各社

(一社)東京都旅客個人タクシー協会、日個連東京都営業協同組合新中野支部新中野個人タクシー協同組合、東京都個人タクシー協同組合中野支部、東京都個人タクシー協同組合野方支部、日本自動車交通(株)、新星自動車(株)、城西タクシー(株)、スガイ交通(株)、弥生交通(株)



## 二次避難所体系図

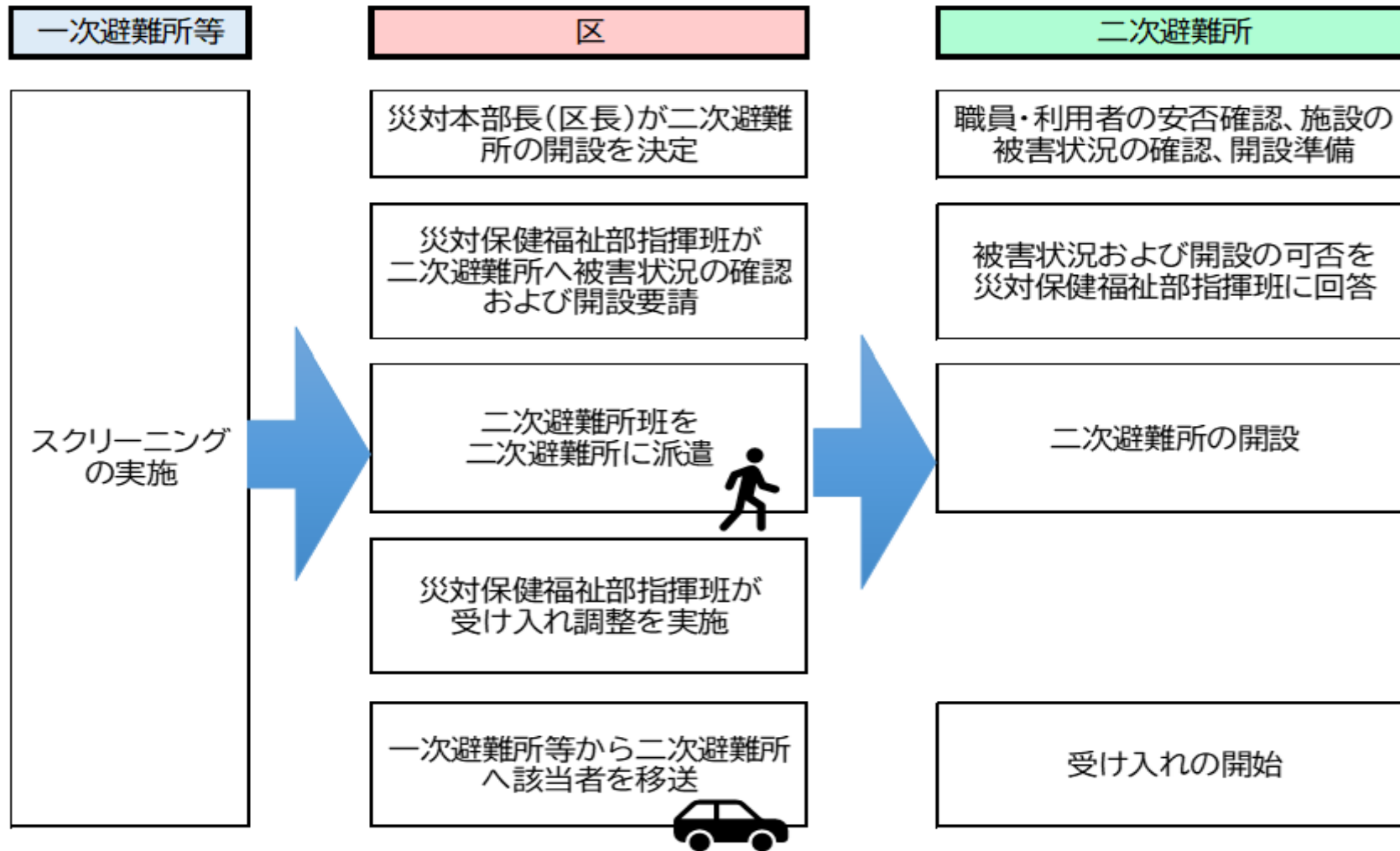


## 二次避難所 障害者対象施設(9カ所)

名称	所在地
療育センターアポロ園	中野区江古田4-43-25
障害者福祉会館	中野区沼袋2-40-18
弥生福祉作業所	中野区弥生町4-36-15
都立中野特別支援学校	中野区南台3-46-20
東京総合保健福祉センター江古田の森	中野区江古田3-14-19
中野区子ども発達支援センターたんぽぽ	中野区丸山1-17-2
放課後デイサービスセンターみずいろ	中野区丸山1-17-2
コロニーもみじやま支援センター	中野区中野5-3-32
中野区療育センターゆめなりあ	中野区弥生町5-5-2

# 二次避難所の開設手順

## 1. 二次避難所の開設までのながれ



## 二次避難所における備蓄必要な物

二次避難所として必要な資機材および当面の食料等備蓄必要な物については、区の備蓄倉庫から、二次避難所班が持参します。

なお、二次避難所開設後、区が整備している資機材および備蓄以外で必要となった物品については、二次避難所班長は救援・救護班に要請します。救援・救護班は災害対策保健福祉部対応班を通じ、災害対策総務部対応班に必要な物資調達および輸送について依頼し対応します。

### 【備蓄物資の一例】

- ◆とろみ剤、経管栄養食料使い捨て容器 等(予定)
- ◆おかゆ、ライスクッキー、五目アルファ化米 等
- ◆手指消毒
- ◆仮設トイレ(便袋含む)
- ◆紙おむつ
- ◆生理用品
- ◆間仕切り(段ボール製、布製、ファミリーテント)
- ◆毛布、エアベット など

### 【物資の要請】

◎災害対策保健福祉部

二次避難所班長

救援救護班

指揮班



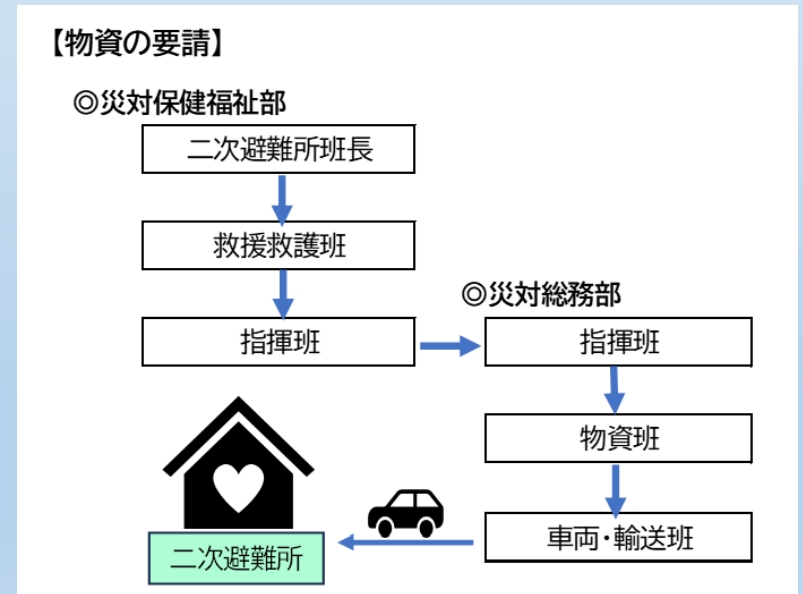
二次避難所

◎災害対策総務部

指揮班

物資班

車両・輸送班



## 4. 平時の備え

# 平時の備え

- 1. 区と関係機関との連携強化←

- (1) 二次避難所との訓練←

区は、災害対策本部の立ち上げから各職員の配置および初期事態への迅速な対処について、確認・習熟することを目的とした震災図上訓練を実施しています。二次避難所と連携し、開設・移送するシミュレーションを行っています。←

←

- (2) 社会福祉施設、医療機関等との災害協定←

要配慮者向けの資器材の調達や専門的な人材の確保、避難所の開設等について、社会福祉施設・医療機関、民間事業者等と災害協定を締結しています。←

災害協定締結先とは、日頃から状況の提供を行うなど、顔の見える関係づくりに努めています。←

←

## ▪ 2. 要配慮者の把握←

災害時に要支援者の安否確認や避難支援を円滑に行うことができるように、区は「災害時避難行動要支援者名簿」を作成し、区の災害対策本部、各地域本部にあらかじめ配備しています。←

また、区では災害時にひとりでは避難が難しい次の対象者に対し、安否確認や避難支援を円滑にするために、「災害時個別避難計画書」の作成を進めています。←

←

1. 要介護・要支援認定を受けている方←

2. 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかの交付を受けている方←

3. 障害者総合支援法の障害支援区分 1～6 の認定を受けている方←

4. 70 歳以上の単身の方、75 歳以上のみの世帯の方←

5. 上記 1 から 4 に相当する方および避難に対して特段の配慮が必要と区長が認めた方(例:妊婦の方など)←

←

ご清聴ありがとうございます

ございました。

お疲れさまでした。

